

自動車損害賠償保障法施行規則の一部改正について

平成 2 8 年 1 月 国土交通省自動車局

1. 改正の経緯及び内容

回送運行許可証の交付等を受けて運行の用に供する自動車（商品自動車）については、現行では、自動車検査証の有効期間と同等の効果を有する回送運行許可証の有効期間等が最長 1 年であるため、自賠責保険においても当該期間をカバーする 1 年の保険期間を設けている。

今般、「道路運送車両法及び自動車検査独立行政法人法の一部を改正する法律（平成 27 年法律第 44 号）」が成立し（平成 28 年 4 月 1 日施行）、回送運行許可証の有効期間等が、回送運行の許可の有効期間に合わせ、最長 5 年に延長されることとなったことに伴い、商品自動車の自賠責保険契約の保険期間も、現行の 1 年から 5 年に改めることとする（「道路運送車両法及び自動車検査独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係省令の整備及び経過措置に関する省令（仮称）」等による改正）。

2. 今後のスケジュール（予定）

施行 平成 2 8 年 4 月 1 日

※ 「道路運送車両法及び自動車検査独立行政法人法の一部を改正する法律」と「道路運送車両法及び自動車検査独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係省令の整備及び経過措置に関する省令（仮称）」の施行期日は同日となる予定。